

大阪府条例第二十二号

大阪府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大阪府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
3	2 第十三条 (入所申込者等に対する説明等) 3 (略) (略) 2 (略)	3 第十三条 (入所申込者等に対する説明等) 2 (略) (略)	3 第十三条 (入所申込者等に対する説明等) 2 (略) (略)
4	17 (略)	17 (略)	17 (略)
2	2 (略)	2 (略)	2 (略)

改正後	改正前
<p>2 第十条 (記録等の整備) 2 一 (略) 二 二 (略) 三 第十八条第四項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 第三十二条第二項の規定による苦情の内容等の記録 五 第三十四条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録</p>	<p>2 第十条 (記録等の整備) 2 一 (略) 二 二 (略) 三 第十八条第四項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 第三十二条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五 第三十四条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録</p>
<p>2 第十二条 (職員の配置の基準) 2 前項第一号に掲げる施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>2 第十二条 (職員の配置の基準) 2 前項第一号に掲げる施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>
<p>3 第十八条 (サービス提供の方針) 3 二 (略) 3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p>	<p>3 第十八条 (サービス提供の方針) 3 二 (略) 3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。</p>
<p>4 軽費老人ホームは、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならぬ。 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p>	<p>4 軽費老人ホームは、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 三 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p>
<p>6 第二十八条 (協力医療機関等) 6 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならぬ。</p> <p>2 軽費老人ホームは、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければ</p>	<p>6 第二十八条 (医療機関との間の協力体制等) 6 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関との間に協力体制を整備しておかなければならぬ。</p>

		一 入所者の病状が急変した場合等において 医師又は看護師若しくは准看護師（以下「看 護職員」という。）が相談対応を行う体制を、 常時確保していること。
	二	当該軽費老人ホームからの診療の求めが あつた場合において診療を行う体制を、常時 確保していること。
3		軽費老人ホームは、一年に一回以上、協力医 療機関との間で、入所者の病状が急変した場合 等の対応を確認するとともに、協力医療機関の 名称等を、知事に届け出なければならない。
4		軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関する法律（平成十年法 律第百四十四号）第六条第十七項に規定する第二 種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医 療機関」という。）との間で、新興感覚症（同 条第七項に規定する新型インフルエンザ等感 染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同 条第九項に規定する新感染症をいう。以下同 じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努め なければならない。
5		軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協 定指定医療機関である場合においては、当該第 二種協定指定医療機関との間で、新興感覚症の 発生時等の対応について協議を行わなければ ならない。
6		軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関そ の他の医療機関に入院した後に、当該入所者の 病状が軽快し、退院が可能となつた場合において では、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所 させることができるよう努めなければならない。
7		軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医 療機関を定めておくよう努めなければならな い。
	（掲示）	
第二十九条		軽費老人ホームは、当該軽費老人ホ ームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員 の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サ ービスの選択に資すると認められる重要な事項 （以下単に「重要な事項」という。）を掲示しな ければならない。
2		軽費老人ホームは、重要な事項を記載した書面 を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これ をいつでも関係者に自由に閲覧させることに より、前項の規定による掲示に代えることができる。
	（職員の配置の基準）	
第三十条		（略）
2		前項第一号に掲げる施設長は、専らその職務 に従事する常勤の者でなければならない。ただし、 当該都市型軽費老人ホームの管理上支障が ない場合には、当該都市型軽費老人ホームの他 の職務（同項第二号の介護職員の職務は除く。） に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従 事することができる。
3		（略）
	（職員の配置の基準）	
第三十一条		（略）
2		前項第一号に掲げる施設長は、専らその職務 に従事する常勤の者でなければならない。ただし、 当該都市型軽費老人ホームの管理上支障が ない場合には、当該都市型軽費老人ホームの他 の職務（同項第三号の介護職員の職務は除く。） に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、 施設等の職務に従事することができる。

(準用)	
第四十条	第四十条から第十二条まで及び第十三条から第三十四条の二までの規定は、都市型軽費老人ホームについて準用する。この場合において、第十条第二項第三号中「第十八条第四項」とあるのは「第四十条において準用する第十八条第四項」と、第十条第二項第四号及び第二十四条第一項第二号中「第三十二条第二項」とあるのは「第四十条において準用する第三十二条第二項」と、第十条第二項第五号及び第二十四条第一項第三号中「第三十四条第三項」とあるのは「第四十条において準用する第三十四条第三項」と、第二十二条第二項中「この章」とあるのは「第二章」と読み替えるものとする。
2	(略)
	附 則
	(軽費老人ホームA型の職員の配置の基準)
第八条	第八条 (略)
2	2 五 八 (略)
3	3 (略)
(準用)	
第十二条	第十二条 第四条から第十条まで、第十三条から第十六条まで、第十八条から第二十一条まで、第二十二条及び第二十五条から第三十四条の二までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第十条第二項第三号中「第十八条第四項」とあるのは「附則第十二条において準用する第十八条第四項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「附則第十二条において準用する第三十二条第二項」と、同項第五号中「第三十四条第三項」とあるのは「附則第十二条において準用する第三十四条第三項」とあるのは「附則第十二条において準用する第三十二条第二項」とあるのは「附則第九条から第十二条ま
2	2 五 八 (略)
3	3 (略)
(準用)	
第十二条	第十二条 第四条から第十条まで、第十三条から第十六条まで、第十八条から第二十一条まで、第二十二条及び第二十五条から第三十四条の二までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第十条第二項第三号中「第十八条第四項」とあるのは「附則第十二条において準用する第十八条第四項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「附則第十二条において準用する第三十二条第二項」と、同項第五号中「第三十四条第三項」とあるのは「附則第十二条において準用する第三十四条第三項」とあるのは「附則第九条から第十二条ま

で並びに附則第十一条において準用する第十三条から第十六条まで、第十八条から第二十一条まで及び第二十五条から第三十四条の一まで」と読み替えるものとする。

改正後	改正前
3 2 第二十九条 (掲示) (略) 3 2 軽費老人ホームは、原則として、重要事項を ウェブサイトに掲載しなければならない。	2 第二十九条 (掲示) (略)

条において準用する場合を含む。)、第一百三十八条、第一百四十九条、第一百六十四条、第二百六十六条及び第二百七十七条において準用する場合を含む。)、第五条の規定による改正後の大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等の事業に関する基準を定める条例(以下「新介護予防サービス等基準条例」という。)第三条第三項及び第五十六条の十の二(新介護予防サービス等基準条例第六十四条、第七十六条、第八十六条、第九十五条、第一百二十五条、第一百四十四条(新介護予防サービス等基準条例第一百六十二条において準用する場合を含む。)、第一百六十六条の二、第一百七十三条、第一百八十三条(新介護予防サービス等基準条例第一百九十八条において準用する場合を含む。)、第一百十九条、第二百三十六条、第一百五十五条及び第二百六十四条において準用する場合を含む。)、第六条の規定による改正後の大阪府指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。)第三条第四項、第四十二条の二(新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。)及び第四十六条第三項、第七条の規定による改正後の大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。)第三条第四項、第四十条の二(新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。)及び第四十四条第三項、第八条の規定による改正後の大阪府指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。)第三条第四項、第三十八条の二(新介護療養型医療施設基準条例第五十三条において準用する場合を含む。)及び第四十二条第三項並びに第九条の規定による改正後の大阪府介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)第三条第四項、第四十条の二(新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。)及び第四十四条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新軽費老人ホーム基準条例第八条(新軽費老人ホーム基準条例第四十条及び附則第十二条において準用する場合を含む。)及び第四十五条において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準条例第八条(新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。)及び第三十六条(新特別養護老人ホーム基準条例第五十四条において準用する場合を含む。)及び第三十六条(新特別養護老人ホーム基準条例第五十四条において準用する場合を含む。)、新居宅サービス等基準条例第三十一条(新居宅サービス等基準条例第四十三条の二及び第四十八条において準用する場合を含む。)、第五十八条(新居宅サービス等基準条例第六十四条において準用する場合

3 (業務継続計画の策定等に係る経過措置)
3 施行日から令和九年三月三十一日までの間における新居宅サービス等基準条例第三十三条の二(新居宅サービス等基準条例第九十九条において準用する場合に限る。)及び新介護予防サービス等基準条例第五十六条の二の二(新介護予防サービス等基準条例第九十五条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、これららの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

を含む。)、第七十八条、第八十八条、第九十七条、第一百八条(第一百六十六条及び第一百三十六条において準用する場合を含む。)、第一百四十四条、第一百六十五条(新居宅サービス等基準条例第一百八十二条の二及び第一百八十九条において準用する場合を含む。)、第一百七十九条、第二百二十二条、第二百四十四条、第二百三十二条、第二百四十六条及び第二百五十八条(新居宅サービス等基準条例第二百六十六条及び第二百七十七条において準用する場合を含む。)、新介護予防サービス等基準条例第五十六条(新介護予防サービス等基準条例第六十四条において準用する場合を含む。)、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第一百一十二条、第一百四十条(新介護予防サービス等基準条例第一百六十六条の二及び第一百五十八条、第一百八十条、第一百九十五条、第二百四十四条(新介護予防サービス等基準条例第二百五十五条及び第二百六十四条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十条及び第五十二条、新介護老人保健施設基準条例第二十九条及び第五十二条(新介護療養型医療施設基準条例第二十七条及び第五十五条並びに新介護医療院基準条例第二十九条及び第五十二条の規定の適用については、これららの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条、第六条、第十条、第十四条、第十七条、第二十条及び第二十三条の規定は公布の日から、第八条及び第十二条の規定は同年六月一日から、第三条、第九条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十二条の規定は令和七年四月一日から施行する。
(協力医療機関との連携に関する経過措置)
- 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における第四条の規定による改正後の大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第二十六条第二項、第五条の規定による改正後の大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第二十九条第二項（新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条、第五十四条及び附則第二十五項において準用する場合を含む。）、第十五条の規定による改正後の大阪府指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第二十五条第二項（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。）、第十八条の規定による改正後の大坂府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第二十四条第二項（新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）及び第二十二条の規定による改正後の大坂府介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第二十四条第二項（新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めなければ」とあるのは、「定めるよう努めなければ」とする。
(入所者等の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方

策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

3 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における新特別養護老人ホーム基準条例第三十二条の二第一項（新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条及び第五十四条において準用する場合を含む。）、第七条の規定による改正後の大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第百六十七条の二第一項（新居宅サービス等基準条例第百八十二条、第百八十二条の二、第百八十九条、第二百五条（新居宅サービス等基準条例第二百十七条において準用する場合を含む。）及び第二百三十八条において準用する場合を含む。）、第十二条の規定による改正後の大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第百四十二条の二第一項（新介護予防サービス等基準条例第百六十二条、第百六十六条の二、第百七十三条、第百八十三条（新介護予防サービス等基準条例第百九十八条及び附則第三十五項において準用する場合を含む。）及び第二百十九条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第四十二条の二第一項（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第四十条の二（新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第四十条の二（新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

4 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における新居宅サービス等基準条例第百五十六条第六項（新居宅サービス等基準条例第百八十二条の二及び第百八十九条において準用する場合を含む。）、第百七十五条第八項、第百九十五条第六項及び第二百十条第八項並びに新介護予防サービス等基準条例第百三十八条第三項（新介護予防サービス等基準条例第百六十二条、第百六十六条の二、第百七十二条及び附則第二十一項において準用する場合を含む。）及び第百七十九条第三項（新介護予防サービス等基準条例第百九十八条及び附則第三十五項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

5 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における新居宅サービス等基準条例第二百二十九条の二及び新介護予防サービス等基準条例第二百十二条の二の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。